

## 政令第八十二号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一百七十四条の三十五第一項中「」第四条第一項及び「」を「」第三条の三、第四条第一項及び第二項並びに「」に改め、「第七条第三項及び第五項、」を削り、「、第十八条、第二十一条第二項、第二十三条の二並びに第二十七条の二」を「及び第十八条」に、「病床の許可等」を「届出の受理等」に改め、同条第三項中「医療計画」の下に「（以下この条及び次条において「医療計画」という。）」を、「」とする」と「」の下に「、同条第三項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、当該許可をしようとするときは、あらかじめ、医療計画の達成の推進のため、当該診療所の所在地の都道府県知事に協議し、その同意を求めなければならない」とを加え、「「第一項又は第二項」を「「第一項から第三項まで」に改め、「許可に」との下に「、「第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下この項及び次条

において「医療計画」という。)」とあるのは「医療計画」とを、「与えてはならない」との下に「、同条第二項中「において、」とあるのは「において、前条第三項の規定に基づき協議を受けた都道府県知事が、」と、「同条第六項」とあるのは「第三十条の四第六項」と、「認める」とあるのは「認め、前条第三項の同意をしなかつた」と、「前条第四項」とあるのは「同条第四項」と、「与えないことができる」とあらるのは「与えてはならない」と、「第一項若しくは第二項の規定により前条第一項から第三項まで」を「許可を与えない処分をし」に、「第一項の規定により前条第一項若しくは第二項の同意をしないこと」とし、「第二項の規定により同条第三項」を「同意をしないこと」としに改め、「第七条第五項」とあるのは「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十四条の三十五第三項の規定により読み替えて適用される第七条第五項」と、「」を削り、「あつたとき」の下に「と、医療法施行令第三条の三及び第四条第二項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、指定都市の市長は、遅滞なく、その旨を当該診療所所在地の都道府県知事に通知しなければならない」」を加える。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に医療法（昭和二十三年法律第  
二百五号）第七条第三項の規定によりされた許可、同条第五項の規定により付された条件、同法第二十七  
条の二第一項の規定によりされた勧告、同条第二項の規定によりされた命令若しくは医療法施行令（昭和  
二十三年政令第三百二十六号）第三条の三若しくは第四条第二項の規定によりされた届出又はこの政令の  
施行の際現にされている同法第七条第三項の許可の申請で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務  
を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの政令による改正後の地方自治法施行令  
第一百七十四条の三十五の規定により読み替えて適用する医療法（以下この項及び第三項において「読み替え  
後の医療法」という。）及び同条の規定により読み替えて適用する医療法施行令（以下この項及び次項に  
おいて「読み替え後の医療法施行令」という。）の規定の適用については、それぞれ読み替え後の医療法第七  
条第三項の規定によりされた許可、同条第五項の規定により付された条件、読み替え後の医療法第二十七条  
の二第一項の規定によりされた勧告、同条第二項の規定によりされた命令若しくは読み替え後の医療法施行

令第三条の三若しくは第四条第二項の規定によりされた届出又は読替え後の医療法第七条第三項の許可の申請とみなす。この場合において、読替え後の医療法施行令第三条の三後段及び第四条第二項後段の規定は、適用しない。

2 施行日前に医療法施行令第三条の三又は第四条第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならない事項で、施行日前にその届出がされていないものについては、これを、読替え後の医療法施行令第三条の三又は第四条第二項の規定により指定都市の市長に対して届出をしなければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

3 施行日から起算して一年を超えない期間内において、読替え後の医療法第二十一条第二項の規定に基づく指定都市の条例が制定施行されるまでの間は、当該指定都市の属する都道府県が医療法第二十一条第二項の規定に基づき条例で定める基準は、当該指定都市が読替え後の医療法第二十一条第二項の規定に基づき条例で定める基準とみなす。

## 理由

医療法の規定による診療所の病床の設置の許可等に係る事務の権限を都道府県知事から指定都市の市長に移譲する等の措置を講ずる必要があるからである。